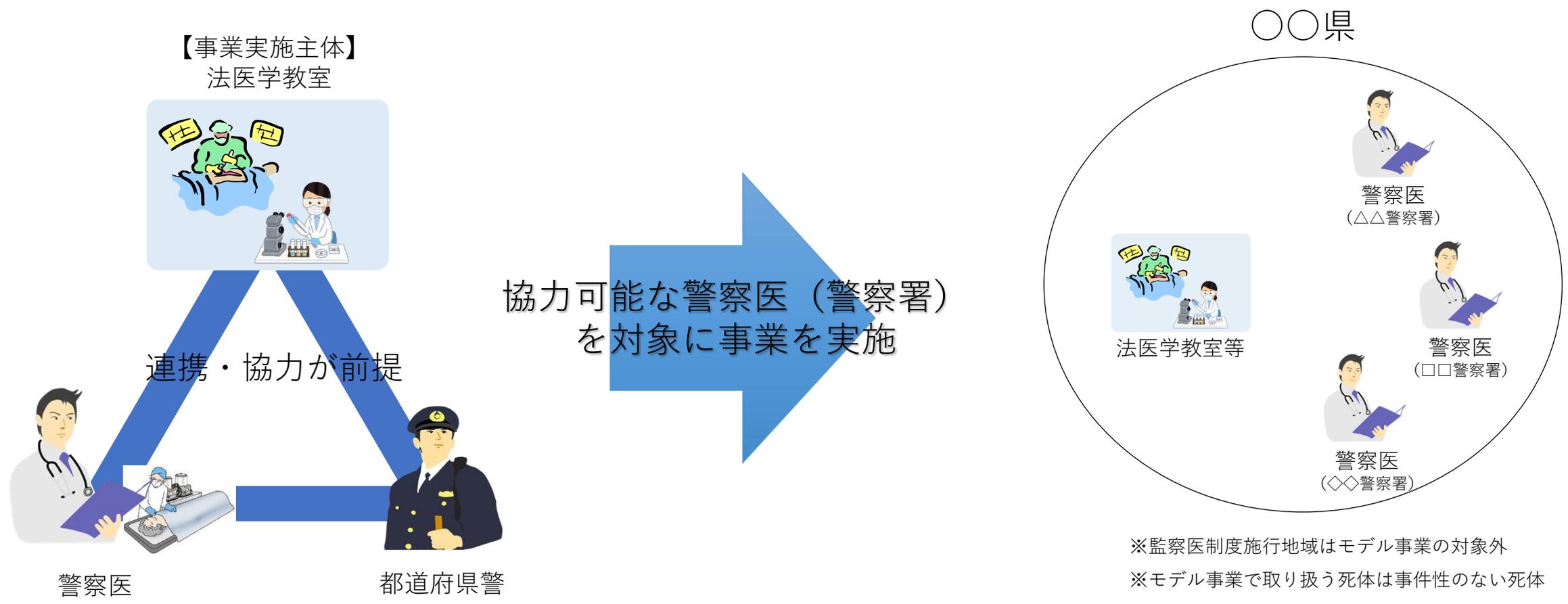


【議題2：資料】 死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル）

事業内容

薬毒物検査は薬の深刻な副作用の発見につながる可能性があるなど、死因究明において公衆衛生の観点からも重要な検査の一つである。しかしながら、人員が不足するなど十分な検査体制が整っていない。こうした課題を踏まえ、薬毒物の検査充実の加速化を図るため、薬毒物検査拠点を整備し、地域の検査率の向上を図る。



- ※監察医制度施行地域はモデル事業の対象外
- ※モデル事業で取り扱う死体は事件性のない死体
- ※県外の警察医と協力することも可能

※モデル事業の実施は予算の成立が前提となります。また、内容は現在検討中のもので、今後変わりうる可能性があります。

【法医学教室】



< 拠点に求められる要件 >

- 専門知識を有する教員がいる
(モデル事業予算で配置も可能)
- 基本的な分析装置・データベースが整備されている
- 薬毒物検査の実績を有している
- 県内・近隣県等からの依頼に対応可能
※近隣県との連携は任意。
新たな取組の場合は採択時の加点を想定
- 特定の薬物・化合物の分析に強みがある
(分析可能な機関が全国的に当該拠点のみなど)
※取組は任意。新たな取組の場合は採択時の加点を想定

近隣県の警察医

- ・取組は任意。連携が可能であれば①～④を同様に実施

特定の薬物・化合物について 全国的な検査の受け入れ

- ・取組は任意。依頼があれば対応

【検案医（警察医）】



② 検体を採取

- ・警察医が検体を採取して所属医療機関へ持ち帰る



医療機関

③ 検体を郵送

- ・法医学教室へ郵送
- ・梱包方法など事前に配送業者と調整。集荷を依頼することも考えられる。



⑤ 検査結果のフィードバック

- ・検出された薬物など結果を警察医にフィードバック。

④ 検案書の発行

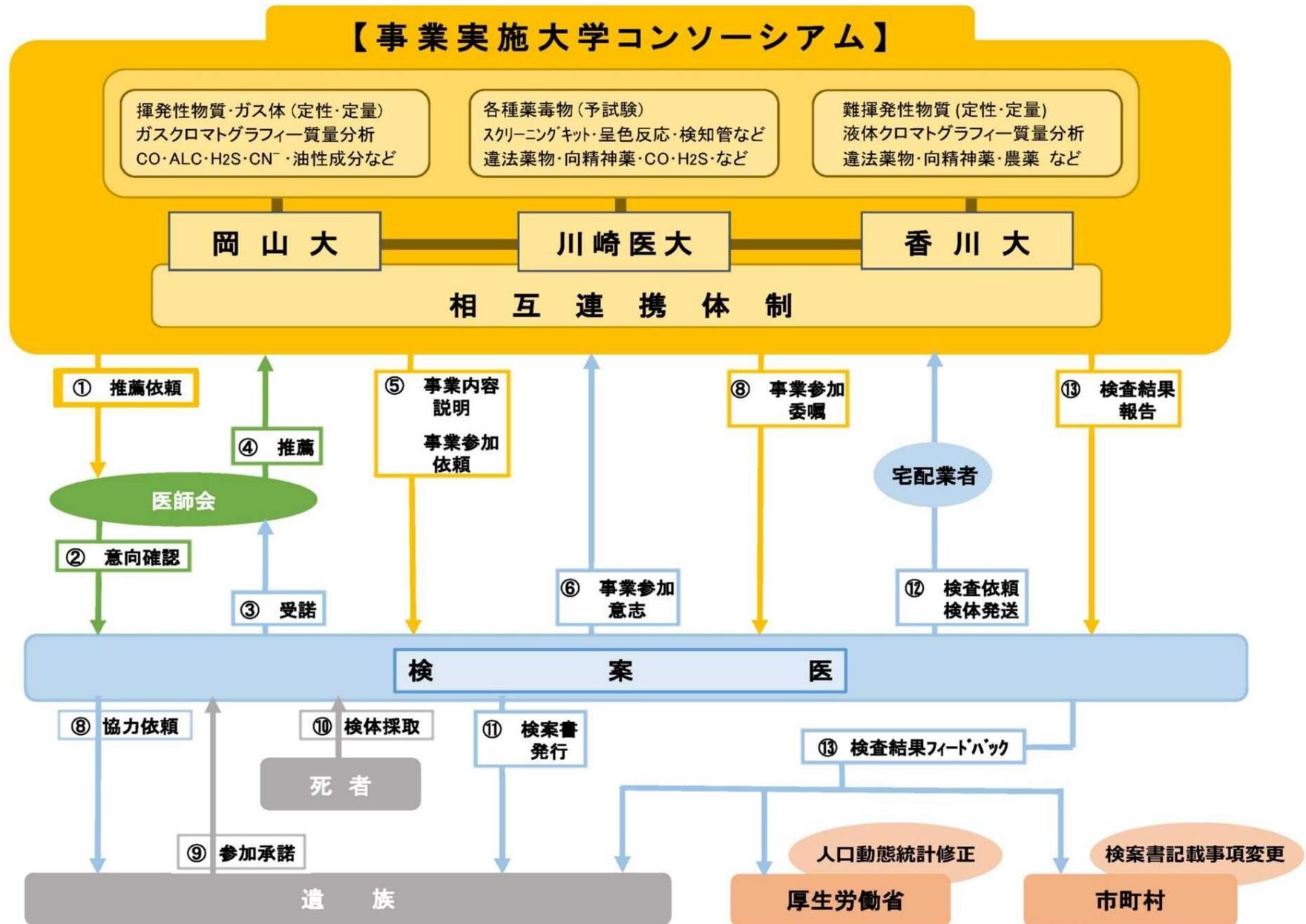
① 警察医から遺族への承諾確認、モデル事業への協力依頼

- ・事件性のない死体について全数調査を実施
- ・侵襲性のある検査については遺族の同意が必要



【遺族】

死因究明拠点整備モデル事業(薬毒物検査拠点モデル事業)実施の流れ



香川事務局 〒761-0793 香川県木田郡三木町池戸1750-1
香川大学医学部法医学内 Tel 087 (891) 2140

岡山事務局 〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1
岡山大学法医学分野内 Tel 086 (235) 7201

法医学の中での 薬毒物検査の位置づけ

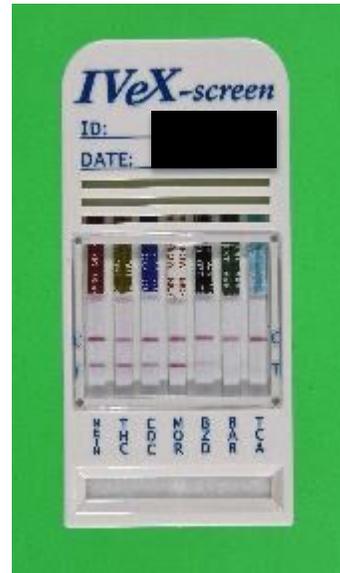
- ◎中毒原因物質の分析・同定。
- ◎様々な化学物質を対象とする。
(医薬品、農薬、日用品, など)
- ◎急性中毒が主体。

中毒学的検査の実施体制

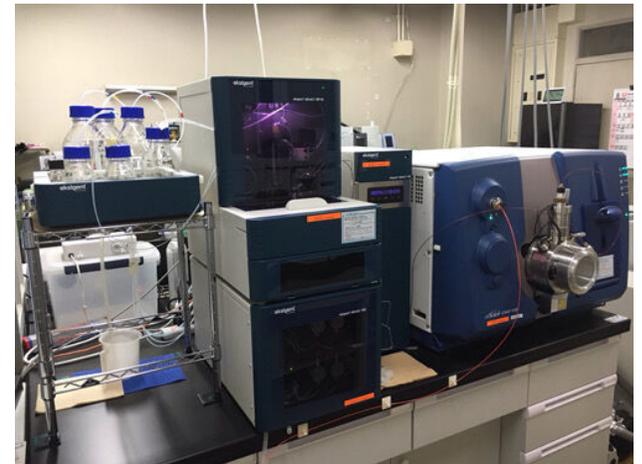
アルコール(エタノール)



乱用薬物



液体クロマトグラフィー
タンデム質量分析計
(LC/MS/MS)



CO-Hb

中毒学的検査の実施体制

やや特殊な検査

ガスクロマトグラフィー (GC)

蛍光X線分析 (EDX)



ヘリウム・無機ガス



金属など

ホウ酸誤食の疑い例について、測定の打診があり、引き受けた。

クルクミン法（吉田 学ら、日法医誌 43; 490-496, 1993.）

ホウ酸とクルクミンが反応し、形成したロゾシアニンを550nmの吸光度で評価した。

